

- (注) 1) 予算額は、当初予算額を示す。(含、附属病院)
- 2) 各年度上段()内の数字は、昭和45年度を100とした場合の各年度の伸率を示す。
- 3) 消費者物価指数は、東京都区部「総合」、卸売物価指数は「総合」における昭和50年を100とした場合の年平均の指数を用い、それぞれ昭和45年を100とした場合の各年の伸率を上段()内に示している。
- ただし、昭和55年については、昭和55年1~4月の月別指数の平均値を用いている。

資料2 大学における経常的研究費増額の要否及び程度についての調査結果 (単位: %)

	國立 大 學 學 部	公 立 大 學 學 部	私 立 大 學 學 部	學 部 平 均	附 置 研 究 所 平 均	全 平 均
A. 増額不要	0	0	0	0	0	0
B. 物価上昇に見合う増額	8	20	25	15	17	15
C. 物価上昇を超える増額	92	80	75	85	83	85
a プラス10%程度	15	26	24	20	29	21
b プラス20~30%程度	33	17	21	27	20	26
c プラス30~50%程度	22	20	14	19	17	19
d プラス50%以上	22	17	16	19	17	19

(注) 本表は、日本学術会議、研究費委員会による大学における経常的研究費等の実態及びそれについての意見の調査結果(昭和55年)の一部である。

1.1-39

総学庶第1550号 昭和55年11月10日

大蔵大臣、文部大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣、自治大臣、科学技術庁長官、文化庁長官

殿(各通)

日本学術会議会長 伏見康治

生産に関連する科学・技術資料の保存・管理・利用について（要望）

標記について、日本学術会議第80回総会の議決に基づき、下記のとおり要望します。

記

人類はその発生の当初から、物を作り、道具を用い、生産を進めてその文化を発達させてきた。近時その発生の源流についての研究が格段に進歩したが、それに伴って、その後の生産に関連する遺跡・遺物等についての関心が著しく高まってきた。

更に近年に至り、急激な産業の展開に伴う技術・文化・生活の著しい変化の跡を追い、その経緯を明らかにし、将来の人類の発達に寄与しようとする気運が高まり、科学・技術についての資料を広く収集・保存することの重要性が強く指摘されるに至った。

その一環として、1974年8月、第14回国際科学史学会において、我が国からの提案「科学史および技術史上の資料保存に関する勧告」が満場一致で採択され、その後各国においてさまざまな活動が推進された。

また、関連して、1978年10月、第20回ユネスコ総会において「可動文化財の保護のための勧告」が採択されており、この面からも世界的に、資料保存についての関心の高まってきたことがうかがわれる。

一方、我が国においても、各方面でその気運が高まりつつあり、文部省をはじめ各省において、生産・生活技術資料の収集・保存の計画が推進され、数多くの企画が進められている。単に政府機関のみではなく、地方自治体において、さらには民間においても、極めて多くの企画が進められており、部分的には既に発足しているものも少なくない。

このように生産・生活に関連する科学・技術の収集・保存が推進される気運が高まったのについては、次のような諸要因が考えられる。

- 1) 20世紀最後の四半世紀において、科学・技術が急速に発展したが、それと関連して、その歴史的足跡を振り返り、今後の人類発展の動向にも示唆を得ることの必要性が反省されるようになったこと。
- 2) 第2次大戦後30年あまりを経て、改めて戦前・戦後の資料の保存、収集の必要性が痛感されるようになったこと。
- 3) 特に我が国においては、筑波研究学園都市への諸研究機関の移転をはじめ各地における大学研究機関・工場などの移転に伴って貴重な資料の廃棄される恐れが生じつあること。
- 4) いわゆる文化財の中に包括されにくい科学・技術資料についての特段の配意の必要に迫られていること。

これらの諸要因に対応して、上述の如く、各方面においてそれぞれ努力がすすめられてはいるが、しかしながらその措置は決して十分ではなく、他方特に緊急性を要する面が著しいので、これらの経緯を踏まえて、ここに次のことを要望する。

- (1) 各方面で関連資料の発掘・収集・保存のための全体調査を行い、その所在・現況を明らかにすること。この場合、資料として、主として次のものに留意すること。

生産に関連する科学・技術の資料で、器具・製品（時に原材料を含む。）、機械（それを收

- 感する建物等を含む。), 諸文献的諸資料(録音等無形のものも含む。)
- (2) 調査の結果を基とし, 早急にその全体台帳を作り, その整理・保存を有効に行うこと。
- (3) 現存の資料が, 全国の研究者によって, その研究に活用されるよう必要な措置を講ずること。
- (4) 諸資料は, 現地保存を原則とし, その調査・保存・管理・利用についての国及び地方自治体等の財政的措置がとられること。
- (5) 上記諸目的達成のため, 要すれば立法措置を行うこと。

(説明)

近年, 國際的にも Industrial Archaeology が急速に発達している。元来, Archaeology は非常に広い意味をもっていたが, 近世に至って遺跡の学問のように考えられて来た。一般的の考古学では, 遺跡と遺物が分ち難く結びついているが, 近年は遺物のみを考えるという立場から, 「可動文化財」という言葉が使われる。

又一方では, UNESCO が 1972 年に提案した条約では「文化および自然遺産」(Heritage) という言葉が使われている。

以上のように, これらのものは一義的にきめられている訳ではないので, 具体的なものについて, その時点での意義付けが行われるより仕方がないものである。

「文化財保護法」には第二条に規定があるが, その(1)および(2)は, 「わが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」としている。又, (3)では, 「わが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」とされている。何れにしても価値判断を含んでいる。

「生産に関連する科学・技術資料」は, 一部分は明らかにこの(3)と重複している。しかし, 例えは, 筑波移転のため, 結局廃棄されざるを得ない, 東京工業試験場が 1910 年頃作った, 空気液化装置の如きものが, 「生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と判定される可能性があるだろうか。戦後の農村で広く使われたハンド・トラクターの原型の一つに, 畜力犁の上に石油発動機をのせたものがある。技術の発達の過程で現われたこうした資料は, 上記の範疇に入れられるだろうか。

現在でもなお, 日本では, 揚水やその他作業の動力源として, 水車がかなり使われている。この技術はむしろ将来とも, 活用さるべきも含んでいる。言葉の意味での Archaeology とは言えないであろう。

要するに, 無反省に廃棄されて行く, 生産に関する資料の中には, 単に歴史的なもの以上に, 将來の技術の発達に大きな示唆を与えるものが少くない。

又, 文献としての資料の中にも, 例えは乙項の発見者 木村 栄(ひさし)の日記などは, それを分析することで多くの貴重な判断の基礎となりうるもので, 又気象学者 北尾次郎の遺した, 小説風のメモの如きも, 恐らく将來, 当時の学者の思考研究上極めて意義あるものであろうが, 現在の法制上は如何とも仕難い。

どの範囲までを保存するか, それは, それぞれの資料のおかれた状況と関係し機械的に言えない場合がある。既に一般的に認められ, 各種の博物館に所蔵されている農機具類等でさえ, どの範囲で保存さるべきかを決定するためには, 一定の討議が必要であり, 恐らく「文化財保護委員

会」のような権限をもつ委員会が相当の専門家の協力を得て決定しなければならないであろう。（従来の枠の拡大を含む。）と同時に、現在既に地方の産業館等に保存されているものでも、その評価は事情によって色々であろう。むしろ、現在は「どこに何があるか」のリストを作ることこそ緊急に必要とされる点であって、本要望の(1)及び(2)に上げたことはその点を強調するものである。

既に文部省が1978年以降3ヶ月年計画で行って来た「各大学所蔵標本等実態調査」の結果が集りつつあり、恐らく多くの材料を提供してくれるものと期待する。又、農林水産省関係では、古くから農機具等のしうり集が行われており、北海道をはじめ各府県、各市町村にいろいろな博物館・資料館がつくられている。又、科学博物館、国立博物館等にも予算がつきつつあり、更に民間各会社でも資料館の設立が進んでいる。

このように、各方面で、どちらかと言えば自然発的にこうした資料が集められるようになつたことについて、それ相応の理由があり、その主要な要因については、要望の各項にて述べられている。

政府においては、事柄の緊急性に鑑み、既に発足している諸機関を援助し、資料の整備を促進し、その全体についての所在、資料名のリストをつくり、重要な資料の欠落を防止すること、又、資料の評価についての方法論を確立するための組織や、これら資料の活用が円滑にできるような法体系の検討を開始することを要望するものである。

なお、これら事業の中心がどこになることが最も望ましいか等については、十分の討議と合意が必要であり、将来それについて改めて勧告を行うことがあることを申し添える。

（資料）

(1) 文化財保護法

第二条（定義）

- 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（以下「有形文化財」という。）
- 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民族資料」という。）
- 4 貝づか、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡でわが国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）でわが国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

(2) 文化遺産及び自然遺産の定義（1972年ユネスコ勧告）

I 文化遺産及び自然遺産の定義

1. この勧告の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。

記念工作物、建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画作品（洞窟住居及び銘文を含む）並びに考古学上、歴史上、美術上又は科学上特別の価値を有する要素、要素群又は構造物建造物群 独立した又は連続した建造物群で、その建築性、均質性又は風景内における位置により、歴史上、美術上又は科学上特別の価値を有するもの

遺跡 地形学上の区域で、人工と自然との結合の所産であり、その美觀により又は考古学上、歴史上、民族学上若しくは人類学上特別の価値を有するもの

2. この勧告の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

無機的及び生物学的生成物群から成る自然の記念物で、観賞上又は科学上特別の価値を有するもの

地質学的及び地文学的生成物並びに貴重な又は脅威にさらされている動物及び植物の種の生息地及び自生地である明確に限定された区域で、科学上又は保存上特別の価値を有するもの

自然地区又は明確に限定された自然の区域で、科学上、保存上若しくは自然景觀上又は人工と自然の結合の所産として特別の価値を有するもの

(3) 可動文化財の保護のための勧告に示された諸項（1978年ユネスコ勧告）

特に、「科学史・技術史に関する資料」という文字があるが、その内容は示されていない。

I 定義

1. この勧告の適用上

(a) 「可動文化財」とは、人間の創造又は自然の進化の表現及び証拠であって、考古学的、歴史的、美術的、科学的又は技術的な価値及び興味を有する全ての可動物をいい、次の範疇に属するものを含む。

- ① 地上及び水面下で行われた考古学的調査及び発掘によって得られた物
- ② 道具類、焼物、銘文、硬貨、印章、宝石、武器及びミイラを含む埋葬物のような古器旧物
- ③ 歴史的記念工作物の解体により得られた物
- ④ 人類学的及び民族学的に重要な資料
- ⑤ 科学・技術史及び軍事・社会史を含む歴史、諸国民、国家指導者、思想家、科学者及び芸術家の生活並びに国家的重大事件に関係のある物件
- ⑥ 美術的に重要な物件、例えば

生地及び材料の如何を問わず全て手描きによる絵画及び素描（工業デザイン及び手で装飾した工業生産物を除く）

原版から直接作った版画並びに独創的創作手段としてのポスター及び写真

あらゆる材料の独創的美術的なアセンブラー・ジュ及びモンタージュ

あらゆる材料の彫塑像及び彫刻作品

ガラス、陶磁、金属、木等の素材による工芸作品

- ⑦ 特に重要な内筆及び初期の活版印刷による古書、写本、書籍、文書又は出版物
- ⑧ 古銭学上（メダル及び硬貨）及び切手研究上重要な物件
- ⑨ 原文記録、地図その他の製図上の資料を含む文書、写真、映画フィルム、録音物、及び機械によって解読できる記録
- ⑩ 家具、つづれ織り壁掛け、絨毯、衣装及び楽器
- ⑪ 動物学上、植物学上及び地質学上の標本

11-40

総学庶第1508号 昭和55年11月11日

内閣総理大臣 鈴木善幸 殿

日本学術会議会長 伏見康治

写送付先：大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、総理府総務長官、行政管理庁長官、科学技術庁長官、国立国会図書館長、国立大学協会会长、公立大学协会会长、日本私立大学协会会长、日本私立大学連盟会会长、私立大学懇話会会长、全国医学部長・病院長会議会会长、私立医科大学協会会长、(社)日本私立歯科大学协会会长、全国歯科大学学長会議会会长、全国私立薬科大学学長・学部長会議会会长、国公立大学薬学部長会議会会长、全国国立大学薬剤部長会議会会长、日本医師会会长、日本歯科医師会会长、日本薬剤師会会长、日本医学会会长、日本歯科医学会会长、薬学教育協議会会长、国立大学図書館協議会会长、日本医学図書館協会会长、全国私立薬科大学理事長会議議長、国立大学医学部長会議議長、国立大学病院長会議議長、日本薬学会会頭、日本科学技術情報センター理事長

医学情報センター（仮称）の設立について（勧告）

標記について、日本学術会議第80回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

記

自然科学の総合的研究を推進するためには、学術情報流通・組織化体制の整備が不可欠であるが、本年、学術審議会より答申された「学術情報システムの在り方について」にみられるように、我が国の学術情報サービスについて改善の方向が打ち出されたことは、喜ぶべきことである。しかし、我が国においては自然科学情報の中で、人間の生命を扱う、医学、医療のための研究情報についての流通・組織体制について、情報の先進国と言われる欧米諸国に比較すると、いまだ不備な状態である。